

## 第3回新城市行政改革推進計画策定委員会 会議録

平成26年10月1日（水）

午後2時00分

新城市役所 政策会議室

開会 午後2時00分

○総合政策部長 第3回新城市行政改革推進計画策定委員会を開催させていただきます。

本日は、文化会館の大ホールのほうでイベントがあるということで、駐車場がいっぱいございまして、駐車場の確保ができず大変申しわけございませんでした。

今回、この行政改革推進計画策定委員会も第3回目ということでございまして、会議の予定回数で言いますと、ちょうど真ん中になります。内容的には、大方方向が見えてくるというところだというふうに考えております。

本日は、前回の委員会で求められました、市町村合併による削減効果と職員アンケート結果のさらなる分析ということで、宿題をいただきましたので、後ほど担当から説明をさせていただきます。

また、市政に関する市民の意見や提言を扱う、市政モニターというものをやっておりますが、この100人に対して、アンケートを行いましたので、その結果をまとめたものを報告させていただきます。

本日の議題等につきましては、お手元に配付いたしました次第のとおりでございます。

それでは、以降の取り回しにつきましては、委員長であります、昇先生にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○昇 秀樹委員長 どうもありがとうございました。

挨拶ということなのですが、車で市役所まで、豊橋から乗せていただいたのですが、市役所に近づいてくると、非常におじいちゃん、おばあちゃん、高齢者の方が多くて、新城はやっぱり高齢化しているのですねとお聞きしたら、いや、きょうはたまたま綾小路きみまろのコンサートがあって、多分こういう高齢の方が多いのだらうと、ああなるほどと思って。

でも、それも割と大事な話で、何かこう、観光バスみたいな形で来られている方も、恐らく新城市内だけでなく、東栄町とか奥のほうから来られている方もおられると思いますので、新城は、もともと地勢的な位置からして、一番下流に豊橋があって、豊橋が大きな受け皿で、その前の中間段階の新城が、もし新城という中核都市がなければ、もう一挙に、豊橋まで出ていってしまう人たちの何割かを新城で受け入れることによって、奥三河地域の定住を何とか支えていく機能が恐らくあるのだらうと思います。

それはこれまでも果たしてきたし、今後も果たさなくてはいけないのですが、人口減少時代で消滅可能性市町村とかいろいろ言われる時代になればなるほど、そのことを自覚して、新城が第一弾のダムですね、第二弾のダムが豊橋、という形で都市づくりを進めていくことが必要なのかなど。いろんな政治的な機能、経済的な機能、文化的な機能、商店街の機能、いろいろあると思うのですが、綾小路きみまろのコンサートを新城でやって、奥三河の人たちがそれを楽しむというのも、中核市としての新城市の使命かなというふうに思います。そういうことを自覚的にやることによって、そうでない場合に比べて人口減少も、少しでも減るようなまちづくりをやっていくことが大事なのかなと思います。

それでは、お手元の事項書に従いまして、順番に委員会を進めていきたいと思っております。

まず2番ですね。前回の委員会でいろいろ宿題をお願いしたことがありますので、まずは、市町村合併による経費の削減効果について、財政課長さんのほうから説明をお願いします。

○財政課長 それでは、着座にて失礼いたします。

本日、市町村合併による削減効果について

ということで、合併以降の行財政改革の取り組み（財政的な側面から）ということで、A4の資料を、裏表の資料を1枚。それから、A3の資料になりますけど、これは、若干細かいですけれども、普通会計の決算状況を毎年決算カードという1枚の紙にまとめております。

本来は、この決算カードというのは、こうした表建てで1枚、裏表になっておるのですけれども、経年の変化がわかるようにということで、合併前の平成16年度の旧3市町村のうちから決算カードの抜粋と、それから、一番後ろのページになりますけど、4ページのほうでは、先日、議会での決算認定をいただきました、平成25年度の普通会計の決算カードの数値を入れております。

横にたどっていただくと、これまでの経過がわかるような形の表にしております。

それと、あともう一つ、別冊で本日お配りさせていただきましたけれども、このピンクの冊子です。こちらのほうは「ザイセイの話」ということで、毎年新城市では、平成18年度から財政状況を市内の全世帯にわかりやすく説明するというので、このような冊子を発行させていただいています。

まさに、この平成26年版ザイセイの話は、本日、市内各世帯に配り始めたということでもあります。

これまでの財政の状況、それから、現年における財政の状況等を記載したものでありますので、こちらのほうもご参考にしていただきたいなと思います。

それでは、15分以内でということで、担当のほうから話がありましたので、まず、合併以降の行財政の取り組み状況を財政的な側面からご説明させていただきます。

資料の1ページのほうにありますけど、行政改革推進計画、これは、集中改革プランで、

平成17年から21年までの期間を対象にしました集中改革プランを実施し、それ以降につきましては、市独自での取り組みを進めておるという状況でございます。

まず1点目としては、事務事業の見直しで、冒頭にご紹介しました、ザイセイの話を平成18年度から発刊をさせていただいております。

それから、平成19年度以降につきましては、予算編成に一般財源の枠配分方式、いわゆるバーチャル事業部予算というような形で、この方式を導入しております。

また、平成20年度からは、財政健全化推進本部というものを庁内に立ち上げまして、主には公共施設の使用料の適正化、それから、公共施設の廃止、譲渡、こうしたものを検討させていただいております。

それから、財政面の直接のものですが、歳入の確保ということで、平成18年度の介護保険料、平成19年度の国保税、保育料、簡易水道使用料というふうにありますけれども、この上段の3つにつきましては、合併時に料金が統一できなくて、1市の中に、2制度、あるいは3制度が並行してその制度が立っておりまして、それをこの各年度から統一したものにしてきたということでもあります。

それから、平成23年度には、公共施設の使用料改定ということで、これまで公共施設の料金については、旧市町村での料金体系を継続しておりましたけれども、同種の施設に関しましては、平米当たりの単価というものを設定させていただきまして、利用面積、利用時間に応じた料金体系というものを、この平成23年から取り組みをしております。

それから、3点目の公共施設の適正配置につきましては、ここにありますように、それぞれの地区におきまして、保育園ですとか、

小学校の統廃合をしております。

それから、平成23年度から、公共施設廃止・譲渡で、地区の公民館、地区の老人憩いの家等につきましては、従来地区が自主管理してきていた実態に即しまして、条例としては公共施設に位置付けられておりましたけれども、これを地元の地縁団体等に譲渡していくということで、本年の6月議会までに、地区公民館、老人憩いの家等につきまして、42カ所、地元に移管をさせていただいております。

ただ、この公共施設の廃止・譲渡において歳出の面で管理経費が安くなったかという点、先ほど、冒頭申し上げましたように、従来から地区管理という形でやっておりますので、地元への廃止・譲渡に伴いまして、管理経費が大幅に削減されたというような状況にはございません。

今後の予定となりますけれども、平成28年から、新城地区の2つのこども園を一つに統合する。これは、城北と中央の統合になりますけれども、こちらがある。

それから、同じく平成28年度、鳳来地区の北西部4小学校を1校に統合するという事で、決定をしております。

また、平成29年以降につきましては、作手地区の現在1校で2校舎、北校舎、南校舎というような形で分かれておりますが、これを1校1校舎に再編するというような形になっております。

また、ここには記載しておりませんが、平成27年以降、新城地区及び鳳来地区のこども園で、閉園の動きがあります。

合併当時、保育園、幼稚園というふうには呼ばれていたものが、合併当時25園ありました。現在は、19園となっております。

また、近い将来、この新城地区のこども園の統合、あるいは、ほかのこども園、鳳来地

区のこども園の閉園というようなこともありまして、将来的には、近い将来は、15園程度になるであろうというふうに見込んでおります。

また、小学校につきましては、合併当時20校ありました。現在は、作手地区が1校の2校舎ということで、これを2校舎ですので、2校というふうに考えますと、17校、小学校がございます。近い将来、鳳来地区の4小学校の統合、それから、作手地区の1校を1校舎に再編するということもありまして、将来は13校になるということです。

中学校につきましては、現在統合等の動きは、合併以降もございませんで、合併時の6校が現在に至り、近い将来もそのような形で推移する見込みでございます。

それから、次に、行政改革等の取り組みの効果ということでもあります。

先ほど申し上げました、公共施設の統廃合によりまして、どのぐらい管理費が低減できたかというところは、ちょっと積算ができませんので、申しわけございませんが、まず1点目としては、職員人件費の推移であります。

普通会計における職員人件費の推移ということで、平成18年度から25年度までを横軸に入れてあります。

普通会計の歳出総額が、平成18年度が、215億8,200万円、平成25年度の一番右側の欄が、215億3,500万円、年次によりまして、多少増減はありますけれども、おおむね220億円前後の決算で推移しておる状況でございます。

この歳出総額のうち、人件費に当たる部分です。2段目のマスになりますけれども、平成18年度が56億3,700万円、平成25年度が48億8,300万円、単純に25と18を比較しますと、7億5,400万円の減ということで、平成18年度を100と

しますと、13%ぐらい減になっております。

そのうち、職員給ですけれども、2つ下のうち職員給の欄をごらんいただきたいと思えます。

平成18年度が38億4,300万円、平成25年度が32億2,000万円、職員給で大体6億2,300万円の減少になっております。

そのまた2つ下の普通会計の職員数を見ていただきますと、平成18年度の職員数が681人、それから、平成25年度が617人ということで、64人、減少率でいいますと、9.4%程度になると思えますけれども、職員数も減っております。

職員数も減り、それから一人当たりの職員給も平成18年当初と比べると、かなり大きく下がっておりますので、合併による事務の効率化、集中化に伴う職員人件費に関しては、合併効果が大変大きく出ているのではないかとこのように評価しております。

特に、職員人件費につきましては、平成18、19、20の段階につきましては、調整手当、あるいは地域手当というものがありましたけれども、そちらの手当に関しましては、率を低減して、平成20年からは、その手当は廃止しております。

それから、平成21年から平成23年までは、給与会計が3年連続でマイナスになっていた。それから、期末勤勉手当が平成21、22年で、0.55減っております。そうしたことで、職員給も減っております。

1点、ちょっと人件費につきましては、右肩下がりというか、下がり続けていますけれども、平成21年度の決算で、少し前年度と比べてふえておる状況があります。

平成20年度の人件費が52億5,800万円、それから、平成21年度の決算額が55億4,000万円ということで、3億円弱

この年の人件費がふえていますけれども、この理由につきましては、平成21年度の退職者が多かったということで、退職手当が前年に比べて2億3,000万円ほど増加、それから、合併前に、旧鳳来町・作手村が加盟しておりました、退職手当組合のほうに、合併後、こちらの組合を脱退したということで、脱退に伴う清算が5年間合併から必要で、これが、最終年度で前年に比べて、1億5,000万円ほど多かったというような要因から、平成21年の人件費が増額となった。そういった特殊要因を除くと、平成18年度以降、これまで人件費については、右肩下がりというような状況でございます。

続いて、後ろのページ、地方債現在高と基金の現在高の状況を説明させていただきます。

その後ろに、A3の3つ折りになっている資料の1ページ、上段の決算カードの抜粋のところに、ちょっと網かけをしております、積立金現在高、地方債現在高の欄がありますので、そちらも合わせてご参考にしていただけたらと思います。

地方債現在高につきましては、平成18年度末で241億1,300万円ということでもあります。

平成19年度が249億6,200万円ということで、合併に伴う事業で、地方債を増額したという関係で、この平成19年がこれまで合併後のピークの地方債現在高となっております。

平成25年度末の地方債現在高は、225億7,300万円ということで、平成18年に比べると約15億円減、それから、ピーク時の平成19年に比べますと24億円弱の減というような形になっております。

一方、各種基金積立金現在高でございます。

平成18年が38億100万円、それから平成25年度が、71億3,600万円とい

うことで、33億円ほど積み増しをしております。

この積み増しの主なものとしましては、財政調整基金、平成18年当時、13億円程度だったのが、平成25年が24億円程度、庁舎の建設費、今、新庁舎を計画しておりますけれども、庁舎の建設基金が平成18年当時、2億1,800万円が、平成25年が15億1,200万円、13億円ほど増加しております。

それから、みんなのまちづくり基金、合併に伴うソフト事業を展開するための基金ですけれども、合併当時、10億円の借り入れをして、また、平成24年度に10億円弱積み増しをしております。平成18年と比べると、平成25年度末のみんなのまちづくり基金の額が、7億9,000万円ほど増加しておりますということで、地方債に関しては下がり目、基金については、かなり大きく将来の負担に備えて、今、基金として積み立てを行っております状況であります。

それから、次に財政健全化判断比率であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、ここにありますように、実質赤字比率から将来負担比率まで、記載をさせていただいております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字となっておりますので、算定開始年度の平成19年度以降から本年度までハイフンの表示となっております。

実質公債費比率につきましては、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございますけれども、これは、簡単に言いますと、資金繰りの程度を示すものというふうにお考えいただけたらと思います。

平成19年度が13.0、平成25年が7.7ということで、こちらは、数値的にはかなり改善されております。

また、将来負担比率、これは、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示す指標というふうにされておりますけれども、平成19年度が116.3、それから本年、平成25年度につきましては38.2と、大きく改善されておるということで、合併当時の財政状況と現在を比較すると、かなり財務体質的には、よくなったという言い方は変ですが、かなり好転しておるといってかまいません。

時間の都合で、ちょっとご紹介できませんでしたが、それぞれの基金等の現在高、それから、健全化判断比率につきましては、下にザイセイの話の何ページをご参照くださいというふうに書いてありますので、お持ち帰りになって、また見比べていただけるとありがたいと思います。以上です。

○昇 秀樹委員長 はい、どうもありがとうございました。

今の課長さんの説明について質問、意見、どなたからでも。

では私から一点。公共施設の適正配置で、保育園とかこども園とか小学校が、統廃合と出ていて、これはすごいと思うのですが、大体これをやると地域住民の方が反対して、ストップしたり断念したりするのですが、どんな感じだったのですかね。余り、反対ってなかったのですか。

○財政課長 そうですね。当時のことは、詳しくは説明できませんけれども、作手地区の4保育園を1園に統合というのは、合併前から決定しておいて、もう既に、建設に着手していたか、する間際ぐらいで、それは既成事実で、将来的には1園にするということで、合意がとれていました。

○昇 秀樹委員長 それ以外でもたくさんありますよね。

○財政課長 やはり、こどもの数が少なくなってきたので、小規模な園が多くなってきたので、周辺部の小規模園が比較的規模の大きなというか、中程度の園にくっつくような形で、外縁部の保育園が閉園していくという形になって、推移しています。

○昇 秀樹委員長 何というか、住民の方とぎすぎすするような関係の中で、ということは何となく、割とスムーズにこういうことができたのですかね。

大体、私も幾つか拝見していますけど、大体潰れるのですね。むしろ潰れるほうが比較多数なのです。政治課題なのか、何かスムーズにいつているなどと思って、もし何か特別な事情があるのだったら、逆に教えてもらいたいなと思ひまして。

○財政課長 保育園は、もともとが通園区域とか、区域を設定しているのではなくて、親の都合に合わせて、どこの保育園に行ってもいいですよというような形になっていますので、地元意識というのは、小学校よりは薄いという感じはしているのです、小規模な園で同級生が少ないよりは、もう少し大きな単位で、大きな遊びの中でやりたいという声があつて、反対はまだ少なかったのかなと思ひます。

○昇 秀樹委員長 小学校が20から17、将来は13校にまで。

○財政課長 小学校に関しましては、やはり決定をするまで時間をかなりかけて、地元との協議というものを優先でやってきましたので、中に入れば、いろいろな問題点はあるかと思ひますけれども、やはり教育の規模ということから、地域の方も受け入れていただけた。

それから、どうしても小学校の場合は、統合しますと、通学距離が長くなりますので、

児童の通学のためのバスですとか、そういった面も充実しながらご理解を得てきたという状況かと思ひます。

○昇 秀樹委員長 割と、市町村合併に伴つて、施設の統廃合が進んで、維持経費が少なくなったという点における、割とモデル事例の一つだと思ひます。

どこの時点で捉えるかというのは難しいと思ひますけど、非常に簡単に言えば、合併前、だから、それぞれの市と町村に分かれていたときのそれぞれの小学校、あるいは保育園、こども園の維持費が、これは決算で残っていますよね。それをトータルした金額と今だったら、ことしの小学校と保育園とこども園の維持費ですね。これを比較すると、当然減っているはずなのです。

非常にざっくり言えば、その差額が、施設の統廃合に伴う効果といつても言えないことはないのです、これは、そういうものだという限定をつけて、出しておかれたほうが多分いいと思ひます。

合併に伴つて、これだけ集約化して経費の削減が図れた。片方で削減するだけじゃなくて、保育園児とか小学生の児童の数がある程度ふえることによって、きちんとした競争、あるいは、教育を受けることができる環境ができたというメリットもある。もちろん、通学区域が遠くなるというようなデメリットももちろん合わせてあるけれども、トータルとして考えると、これだけの効果があつたということは、多分まとめられておいたほうが、いろんな側面で使えるし、ほかの自治体にも参考になりそうだなというふうに、ここまですうまくいつているところは余り知りませんから、しておかれたほうがいいかなと、こういうふうに思ひました。

○財政課長 結構、維持管理費なんかも、完全に建物がなくなつてしまえばいいのですけ

ど、まだ学校の形態のままで残っていたりするのでは。

○昇 秀樹委員長 残っている、それは維持管理費ですね。それはもう仕方がないので。だけど、今度備考で、でもここは将来的にはゼロになるので、それも見込めばこれだけの効果。

今はまだ、管理が残っているので、これだけの効果、でも将来的にはこれだけというふうに書けばあらずじになるのでは。これは、非常にわかりやすい合併に伴う行革の効果かなと思いました。

もちろん、人件費も行革に伴う効果、一側面ですけどね。もう一つの側面として、新城の場合は、こういう保育園とか小学校が統廃合されることによって、かなり財政的には将来にわたってプラスになるということですね。

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

もし、後で気がついたら、またそのときにやっていただくということで、とりあえずは説明だけ、先に受けさせていただいて。

それでは、今度ですね、もう一つ、地域自治体制度と職員アンケートについての宿題ですけれども、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、済みません。座って説明をさせていただきます。

要望事項の2番の地域自治体制度につきましてですけれども、前回の委員会で、市民自治推進課長から説明がございまして、皆さんからの活発な質疑をいただきました。

そういった内容につきましては、今後、この後、検討させていただきます行政改革推進計画で、また踏まえて、策定していきたいと思っておりますので、ここでの説明については、割愛をさせていただきたいと思っております。

次の職員アンケートの結果についてということですが、前回の委員会で、客観的

に見たアンケート結果について、どうだということ、指摘をいただきましたので、その旨につきまして、この後、第2回委員会でのアンケート指摘事項ということで、説明をさせていただきたいと思っております。

別にとじてあります第2回委員会での職員アンケート指摘事項についてということで、まず(1)客観的に見た職員アンケート結果についてということで、職員に対しまして、行政改革に関するアンケートをとって見た中で、その取組の中で進んでいない、どちらでもないというような回答を含む、そういった項目について客観的な視点を検証してみました。

前回報告のアンケート結果では、管理職と一般職と分けて分析を行っていましたが、客観的な判断をするに当たり、今回実施しましたアンケートにつきましては、対象とした職種が事務職と消防職、保育職なども含めておりますので、そういったことも含めまして、再度結果を見直してみました。

市民と市との協働についてということですが、こちらのほう、前回の委員会でも説明がございました、地域自治体におきまして、こういったことにつきまして、関係の深い部署、また、何らかの市民との協働を行っている部署では理解されているが、かかわりの少ない部署の職員には、何が具体的に行われているかと理解されていないことが原因と考えられ、進んでいないというような回答をした者もおるのではないかと考えさせていただいております。

市の職員数の削減についてということで、こちらにつきましては、市町村合併前の平成17年4月1日の旧新城市、鳳来町、作手村の職員数は、1,097人でありましたけれども、平成25年4月1日現在では895人と、200人以上の削減が進められておりま

す。

先ほど財政課長からも説明がございましたけれども、事務職でも94人の削減が進んでおるといことで、説明がございました。

職種別に見てみますと、一般行政職や教育部門などでは、削減が進められておりますけれども、消防職では、117人であった職員が、逆に134人にふえております。これは、本市の消防業務が新城市だけではなくて、北設楽郡を含む広大な面積を管轄としていることから、限られた人材でこういった面積をカバーするには限界があり、また、今後開通を控える新東名高速道路の対応等のため、職員の手当てをしていることが原因として考えられますが、また、逆に、人事課が毎年行っている課長へのヒアリングでは、ほぼ全ての課で、人材が不足していると答えていることから考えますと、この結果の分析には、もう少し時間が必要なのかなということも考えております。

民間委託や指定管理者制度の利用についてということですが、公共施設のうち、山びこの丘やゆ〜ゆ〜ありいな、地域文化広場、高齢者生きがいセンターなど、31の施設で指定管理者制度を導入しておりますが、こういった施設の担当課以外では、管理する施設そのものがない課や制度そのものが知られていないことも考えられ、また指定管理者制度の効果も職員の中で共有されていないと思われることから、こうした結果になったと思います。

事務事業の見直しにつきましてはですが、事務事業の見直しにつきましては、毎年各課で行われておりますけれども、こうした見直しが、一部の職員で行われ、なぜ見直しが必要か、また、その理由を所属職員が共有しないことから、こうした結果になったと思われま

個人の目標管理につきましては、一般職も管理職も毎年、それぞれの部・課の目標に沿って立てられていますけれども、それを上司が進行管理しながら、中間面談や年度末に、考課面談をしておりますけれども、こうした業務が形骸化してきているとも考えられます。

組織機構の見直しにつきましては、見直しはこれも一部の職員で行われ、特に一般職の意見が反映されにくい仕組みであったことや、見直しをした新たな組織機構の効果が目に見えてこなかったことが考えられます。

他市町村との連携につきましては、現時点では、具体的な共同事務の事例が少なく、限られた事務での連携となっているため、アンケートの結果として、取組が進んでいないというような回答が多くなったと思われま

こちらのほうが、職員アンケートの結果に関する見直しのほうになりますけれども、続いて、(2)取組状況の具体的な手続きの指標化についてということで、こちらのほう、裏面になりますけれども、説明させていただきます。

前回の行政改革推進計画の基本項目の取組実績につきましては、別添のとおりであります。その実績について、具体的な数字が示されておらず、その効果もわかりづらいところもあったと思われるということで、この資料の後ろに、A3でとじてありますのが、前回の市の行政改革推進計画、集中改革プランの計画期間内での取組実績等ということで、平成21年度までが一応、推進計画の目標でしたけれども、平成24年度まで取りまとめたものを付けてございます。

この中に具体的な、前回の委員会で言われたような数字的なものですか、そういったことが、特に示されているところが少ないものですから、そういったところから効果がわかりづらいものであったというふうに思われ

ます。

そうしたことから、今回策定する推進計画の部局別計画では、効果額ですとか、効果額の積算根拠を記入するようにし、その成果指標が明確になるようなシートの作成を行うとともに、市民に対しまして、この行政改革の公表を実施すべきと考えております。

3番目といたしまして、前回の計画の継承についてということで、第2回委員会のときに、前回の計画の継承と総括を踏まえた新しい計画づくりが必要ということで、今見ていただきましたA3の実績のほうを少しまとめたものを文書に表わさせていただいておりますけれども、前回の計画は、市町村合併後、間もない時期に策定されたもので、その中で、合併から5年間となる平成21年度までを計画期間とし、住民にわかりやすく、適切な行政サービスの提供、最小の経費で最大の効果を上げるための行政運営、住民と行政との協働関係の確立の3つの目標を掲げ、補助金の見直し、料金、使用料の統一等に取り組み、行政サービス水準の適正化を進めるとともに、指定管理者制度の導入や民間委託の推進、定員適正化計画による職員数の大幅な削減が図られているということで、先ほど、財政課長のほうから、財政的な面の効果のほうは、取り上げていただきましたけれども、その他のものにつきましては、一度、後ろの表を見ていただければと思いますが、組織機構の見直しですとか、業務の民間委託等も進めておりますけれども、また、定員管理の適正化を進めまして、職員数も削減されてきたということも掲げております。

こうしたことを受けまして、今回策定する新たな行政改革推進計画では、職員全員が意識を持てるような周知の方法と、また、その取組の目標を全課で、全課員がわかるような手法を用いなければならないと考えておりま

す。

そのため、今回の部局別計画の策定には、多くの職員が関与し、課員全員が共通の認識を持つようにし、全庁的な取組になるようにしなければなりません。

また、取組の実績及び効果についても、市職員のみに限らず、市民に対しても幅広く公表し、行政改革の取組の「見える化」が必要になってくるとおられるというような形で、前回の職員アンケートを受けて、前回の計画の検証のほうも踏まえております。

○昇 秀樹委員長 よろしいですか。以上です。はい、ありがとうございました。

それでは、今の説明について質問、意見、どなたからでも。

前回からの宿題ということで、私のほうから気がついたことを2点だけです。1点は、この検証の一番後ろにも書いてあったのですが、市町村がつくる行政改革計画であり、その検証だから、市職員はもちろんだけど、市民にもわかりやすいものがあつたほうがいいと思うのですよ。

今のままの文書だと、仮にインターネットで公開したとしても、普通の市民が読んでも、ちょっとわからない人のほうが多数だと思いますね。

だから、これはこれで行政マン、行政ウーマンの間では、これでわかると思うので、これはこれで行政文書としては、ラインとしてこれでいいと思うのですが、これとは別に市民用というか、あるいは、同じ市職員の中でも消防とか保育所とか、現業でやっておられる方がわかるようなやつを別途つくつたほうがいいのかなと思いますね。

そのときに、わかりやすさでつくってもらっているので、ちょっと変な言い方ですけど、全部網羅しなくてもいいと思うのですよ。一番大事なポイントについて、例えば、職員数がこ

れからこれだけに何割減りましたというようなことだけを、そういうことをぼんぼんと箇条書きで書いておくようなやつで、詳しくは、正確には、この後ろの文書を見てくださいと。これは行政文書できちっと書くと。いうふうな形にしてもらったほうが、いいかなと思うのですね。

行政改革の文書の性格なのですが、やっぱり一つは、市民にあてたものという特性があって、もう一つは、市職員とか議会とか、あるいは、マスコミにあてたものとかありますけど、やっぱり市民にもあてたものというのが基礎的自治体としては必要だと思うので、普通の行政用語ベースの行政改革プランとか、計画プラス概要版というのか、広報版というのか、ちょっとわかりやすいやつをちょっと申しわけないですけど、二重作業になるけど、別途つくってもらったほうが、市民に「見える化」ができる。

それは、だからかなりカットしないといけないから、必ずしもきちっと正確なものではない。まさに、骨組みのところだけを出すような、詳しくは、本体を見てくださいねというふうにしておいたらいいと思いますね。それが一つですね。

それから、もう一つは、これは行政改革推進計画の細かいことなのですが、2ページ目というのですか、検証の一番下ですね。(3)の検証の一番下ですね。3行で、定員管理の適正化では、合併後職員数は、類似団体職員数と比較し、超過していたが、と書いてありますよね。この文書があったら、後ろには、それで途中、これを見ると、1,097人から936人まで削減されて、これはいいのですけど、その後に必ず、削減された結果として、類似団体職員数と比べて、何人下回ったとか、これだけ削減したけれども、なおかつ類似団体に比べて、何人上回っているとか、

要するにそれが入っていないと、ちょっと文書としては完成形じゃないというか。実際、どうなのでしょう。類似団体に比べて、現時点で多いのか、少ないのか。

○人事課長 多いです。

○委員 まだ多いのですか。そうすると、多い場合は、その要因、推測も含めて、例えば、新城の場合は、面積が広くて、山もあって、何たらかんたら、要するに、多いけれども、変な言い方ですけど、類似団体というのは、例えば、産業構造と人口と何かで決めているのですよね。面積とか全然入っていないですよ。

だから、類似団体に比べて多いけれども、それは、新城市が努力をしていないからというものもあるかもしれないけど、多分そうではなくて、新城市は、ほかの類似団体に比べて、面積が非常に大きくて、山間部から盆地部まであって、何たらかんたらで、だからこののだというふうな分析をやっぴり加えておくべきだと思います。

下回っていたら、場合によっては、特にそこまで言う必要はないかもしれませんが、上回っていたら、どういう理由で上回っているかということをやっぴり書いておいていただきたいですね。

特に、さっきのあれで言うと、消防はふえているのですよね。だから類似団体で、部門別の人数があるから、どういう部門、多分、類似団体の中で、新城は消防が多いのかもしれないですね。福祉では、教育では、土木では、部門別に見て、新城はどういう部門で多いのか。どういう部門で少ないのか。多いのは、どういう事情があって、そうなっているのかというようなことは、それをPR版のほうでは、そんな細かくは書いておく必要はないと思いますけど、本体版には、やっぱり書いておいていただいたほうがいいかなと思

ます。

だから、今後つくる計画だけど、その中でどここの部分をこれから減らしていくのか。あるいは、どうしても消防とかかなりふやすのだったら、これこれの理由で、行政改革推進計画だけれども、消防の必要性が高いので、ここは必然的にふやしていかなければならないとか。それもこれも、やっぱり類似団体との比較の中で、部門別ですよ。トータルとして、多い少ないというのも大事ですけど、どここの部分が多くて動かないとか、どここの部分が少ないとか、それはまさに、市政全般、市政にかかわる部分ですから、これは、最後の将来の方向が出ている。市長さんと相談しながら、新城の市政では、何に重きを置くのかということですね。

私が気がついたのは、以上ですね。

ほか、質問、意見がある方。

○委員 ちょっとよろしいですか。素人的な視点であれなのですけども、今、先生のほうからもあった話にも関連するかと思うんですけど、行政改革の取り組みの実績効果ですね。それを市民に対して公表するということになると、市民としては、細かな数字のことはよくわからないですよ。

そうすると、今いただいた資料の中で、先ほどの合併以降の行財政改革の取り組みの裏面の（3）ですよ。財政健全化判断比率というのが、少し私わからないけれど、法律でこういうような比率について定義をしている。この実質公債費比率、将来負担比率と、ここに書いてあるんですけど、ここの数字だけを見ると、平成19年に比べて、平成25年は、実質公債比率で、半分ぐらいに減っているじゃないかというのですね。将来負担比率も激減しているのじゃないかと、すごい新城の財政状態が改善して、すごくよくなっているという印象を持つのです。数字だけ見

ていると。

ただ、地方債の数字なんかを見ていると、すごく劇的に減少しているわけではないし、基本的には余り変わっていない。

この資料の中に書いてある、職員数なんかを見ても、劇的に減っているわけではない。人件費としても、劇的に、比率なんかで見れば減っているわけではないということになると、比率がどういう意味かと、ちょっと私は正確に理解していないのだろうと思うんですけども、こういう数字だけで、市のほうとしては、できるだけこういった比率がよくなっていますよ、よくなっていますよというPRをしたいということではないかと思うんですけど、ちょっと誤解を与えるのじゃないかなという気もしないではないのです。

ちょっと意味がわからなくて申しわけないのですが。

○企画部長 4、5ページをごらんいただきますと、起債現在高がありまして、4ページのほうに起債、どういうものにお金を借りていますよという一覧表がございまして、この総額と次のページ、5ページの償還経費のうち将来地方交付税として算入されるものは、次のとおりですという、225億円に対して176億円の、交付税で見込まれる起債をお借りしているのです。

今までは、ただの借金だったのですけれども、ただの借金という言い方はおかしいのですけども、ただの借金をしていたのですけど、なるべく国から交付税として見ていただける借金に乗りかえているというのが現状なのですね。

乗りかえることによって、将来負担比率なんかは、すごく下がっていますよというのが、一つの要因なのですけど、こういうのがなかなか市民の方々に説明が、大変しにくいというのが現状でございまして。

○総務部長 市の職員でもわからないと思います。

○昇 秀樹委員長 まあね。

○企画部長 こういうところを、本当はきちんと説明して、将来負担比率がこんなに減っているのはこういうことですよというのを説明せねばいけないけど、なかなか難しいというのが現状ですというのを済みません。私が言っちゃいました。

○昇 秀樹委員長 同じような施策が出たので、この8ページ、9ページについては、ザイセイの話ですね。

9ページは、国が示している健全財政4指標というやつで、これが悪くなると、夕張市みたいな、国の管理下に置かれるのですが、新城は下がってきているから、新城はよくなっているのですね。

ただしこれは、こういう指標については確かによくなっているのですが、左の指標を見てもらうと、例えば、財政力指数というのが、新城が自前の財源でどれだけやっていけるかというのは、0.7弱から0.6弱に下がってきているのですね。だから、新城自身の税金を生み出す力は、ちょっと下がってきているのです。

それから、その下の経常収支比率というのは、これは横ばいですかね。経常収入の中で経常支出に充てる割合というのが88%、9割で、要するに、これはもう人件費とか扶助費とか公債費とか、義務的経費、絶対に充てないといけない経費が9割で、自由に何にでも使えるというのは1割しかないという状況なので、これは決してそんなに、日本全国悪いのですが、左で見ると、新城の基本的な税金を生み出す力というのは、残念ながらちょっとずつ落ちてきているのですよ。

それから、自由に使える部分も1割しかなくて血管の硬直化が進んでいるみたいな感じ

ですね。

ただ、片一方で、財政再建団体に指定されるかどうかという、4つの指標のうち、これとこれは2つですけど、借金の将来の負担比率、そういうのを見ると、いろいろご努力いただいて、その負担は、ちょっとずつは減ってきているので、財政再建団体になるリスクは徐々に徐々に減らしてもらっていますねということなので、ちょっと言いにくいですね。

全体としてよくなっているということはなかなか言いにくいけど、でも悪くなっているということでもないですね。

でも、一番根本にある税金を自分で生み出す力というのは、やっぱり弱まっている。やっぱりそういう意味では、基礎体力は弱い。それは日本の地方、全部そうなのです。要するに企業誘致もなかなか進まないし、新しい地域の産業も進まないから、人口が減っていくから、当然税収が減りますよね。だから、これは、財政力指数が0.5にマイナスしてきたと。

だけど、本当のことを言うと、財政力指数というのが、一番何というか、その自治体として強いかどうかという意味の一番の指標なので、決して何というか、新城の経済財政力が強くなっているということは言えない。やっぱり日本のほかの地方の市町村と同じように、弱くはなっているのですが、弱くはなっている中で、いろいろご努力いただいて、この右側の将来の負担比率というのが高くなるように、むしろ多少なりとも下がるように、ご努力いただいているというのが、新城の状況だと。

だから、行政だけでできることは一生懸命やっていると。だけど、一番大事な新城市自身の自力ですね。自力は、残念ながらちょっとずつ下がっているというのが、別にこれは新城だけじゃなくて、日本全国の地方都市は

そうなのです。というのが、現在の新城の状況かなというふうに思いますね。

非常に厳しい環境の中で、ご努力いただいて、こういう将来負担比率とかを下げているというのは、よくわかるのですがね。

あるいは、さっきの小学校の統廃合とか、保育園の統廃合とか、していただいて財政が悪くならないようにしているということは、よくわかるのですがね、ということのかなと思いますね。

今度の地方再生をやるのは、まさにそういうところを、全体を何とか上げようというのが、第2次安倍内閣の一番大事な課題ということで、担当大臣を置いて、これから頑張ってくださいますけど。

あれも変な話でね、中央政府が地方の再建に向けて頑張るというのも、何かブラックユーモアみたいですよ。

本当は、要するに、国が権限とか財源を地方に渡して、地方が自己責任で頑張るというのが、一番オーソドックスなやり方だとは思いますがね。だけど、しいて助け船を出せば、そんな悠長なことを言っていたら間に合わない。ここは、例外的に中央政府が乗り出して、緊急避難として地方再生を図るのだという、多分そういう理解でやるのでしょうか、本来的には、ちょっと国が、中央政府が地方政府の再生を図るというのは、何か変だなという、本来の地方分権にはちょっと逆行するのかなという気はするのですがね。

何でもそうですよね。自分のリスクをおかして成功でも失敗でもしないと、本物にならないですよ。ああいうことをやっている、何か失敗したら、国の責任だって言い出しかねないですよ。

そうすると全然、失敗したら、例えばどこかの地域が失敗するでしょう。しかし、失敗したら地方に責任はない、国の責任になる。

そうすると、全然なるものもならないですよ。やっぱり自分のリスクでやって、自分のリスクで成功したら、その成果を受けるし、でも自分のリスクでやったら失敗するかもしれないですよ。

だけど、失敗の責任も自分が負うのですよね。そういうことをやらないと、私は本当の地方再生なんてできないと思います。

国のリスクで、うちの地域をよくしてくださいというのにはブラックユーモアの世界に近いというか、緊急的にそんなことを言っていたらできないので、そんなことを言っていたら、来年の統一地方選挙も待てないしね。今度の選挙を待てないから緊急避難でやるのだと言ったら、それはそれとしてわからなくてもいいけど、本来的には、やっぱりそれぞれの県、それぞれの市町村が自分のリスクでやる。

そういったときに、余りにも国に、権限とか財源が偏っているから、本来の地方分権で権限とか財源を県や市町村に移して、その権限、財源をどう使うかは、その地域のリスクでやってくださいと。成功するところもあれば、失敗するところもある。でも言い逃れできないですよ。自分の権限、責任でやるわけだから。そういう体制でないと、本当の地方再生なんてできないと思いますね。

いろいろとほえかけても仕方ないので、国がやるのもせいぜい利用させてもらって、やればいいんですけど、でも、やっぱり基本は、新城市のことは新城市がリスクをかけてやるという覚悟を持ってやらないと、どんな問題でも、やっぱり本物にはならない。

国で使えるものは、どんどん使ってもらったほうがいいとは思いますがね。国が地方再生と言うから、これは国の責任だということ言っていたら、絶対にそれは本物にならない。

○総務部長 関係ないお話になるかもわかり

ませんが、財政力指数が、全国の地方都市は下がってきていると思うのですが、愛知県はやっぱり全国でも、自治体の中でも県内の自治体が一番いいと言われていたのですが、交付団体がだんだん減ってきたということは、逆に言うと国は、地方の需要をあえて減らしてきたのか財政需要額をふやしたのかと、作為的に。

○昇 秀樹委員長 今は、それほどでもないですけど、竹中さんが大臣だったときに、あの前後は、もう完全に不交付団体をふやそうということで、小泉構造改革ですね。あれも完全に、不交付団体をふやして、自治体の責任でやってもらうということで、交付税の算定の項目を見直していましたが、小泉さんが去ってから、民主党のときは、民主党は逆で、プラス1兆円で民主党はできないものは、地方の努力不足ではなくて、純粹に足りないのだから保護しなくてはいけないという、リベラル税制の考え方で交付していて、今の安倍内閣になって、自民党が政権を持って、これはニュートラルでそんな、竹中さんみたいに、意図的に不交付団体をふやすでもないし、かといって、民主党みたいに上乘せするというのでもないし、今の安倍内閣は、交付税については、割とニュートラルにやろうとしていると。

○総務部長 これからの地方再生という意味では。

○昇 秀樹委員長 地方再生をやり出したら、また交付税を引いておいたら、いろんな事業を交付税の需要に算定する可能性は高いと思いますね。余りいいことではないと思いますが、交付税は本来そんなものではないから、財源措置だからね。補助金と同じだから、そういうことは余りしないほうがいいです。

だから、一時減らしたのですが、でもまた、地方再生と言い出して、それと弾がない

から、多分交付税を使うと思います。

私は余りよいこととは思わないけど、多分使うのじゃないですかね。

済みません。ちょっと余談をしてしまいました。あと、どうでしょうか。

○委員 ひょっとしたらお話が出たかもしれないのですが、例えば、この職員が減少しているとか、減少されているというのは、具体的に、毎年目標を立てて、何人をこし減らすというのは、やっていらっしゃるのか。職員だったら職員、いろんな経費の問題とか、一般会社だと結構決めちゃって、それに向かってやるので、それに対してどうだったかという結果をいつもやるのですが。

○昇 秀樹委員長 これは、だから行革プランにのっって一応やっているのですよね。定数の削減は。

○人事課長 そうですね。今、第2次の定員適正化計画というのを平成27年4月1日を目標に、今つくっているのがありますので。今、それに向かって、毎年退職者、採用者の数を年度当初に見込んで、なるべくその計画に沿った形で今進めているところです。

○昇 秀樹委員長 だから、今の数字よりもう少し減るような感じで、定員管理を今進めているということですね。

○人事課長 その計画をつくったときには、ちょっと市民病院のほうで、新たな病棟をつくるということがあったものですから、総数としては、今の計画よりも実数は若干また、出ます。

○昇 秀樹委員長 病院を除いた普通会計ベースだったら。

○人事課長 多少の職種ごとのあれもありますけども、大体、計画に沿った形で。

○昇 秀樹委員長 トータルとしては計画に沿ってくる。一応、民間ほどではありませんけど、行政でも5年、あるいは、3年ぐらい

の計画で、定数の目標をつくって、大体それに従ってやると。その前に、今言われたように、分限免職処分ってあるのですよね。法律の制度で、要するに、公務員のリストラ、やっている自治体も少しはあるのですが、ほとんどの自治体は分限免職処分をやらないのですよ。多分、新城もやっていないのですよね。懲戒免職処分はやるのですが、分限免職処分ってやらない自治体が多数なのです。

じゃあ、どうやって減らすかという、先ほど言われたように、来年の3月、60歳で退職しますよね。退職する人が、例えば20人とすると、今度採用する人を10人におさえるとか、そうすると△10になりますよね。というような形で、3年後、5年後の目標に沿って定数管理を進めている。

○委員 これは、計画に沿ってやっているということですね。

○昇 秀樹委員長 大体この計画に沿って、定数を減らしているところですね。

本当に厳しい自治体は、年度途中で分限免職処分、民間で言うリストラをやるのです。リストラをやって、数を減らしてやるというところも出てきました。20世紀末ぐらいからね。

今、トータルで1,000人前後です。1,000人を超えたら多いのか、47都道府県、3,100市町村で、分限免職処分という公務員のリストラをやっている数の総数が、1,000名ぐらいです。

私が自治省に勤務していたときは、全部を合わせて20人とかそんなに多くない。だから、それに比べれば、50倍、今後もっとふえていくだろうと思いますね。

だから公務員も懲戒免職処分、要するに酔っぱらい運転をしたら首にしますね。だけど、それ以外でも行財政改革のために、首を切るというのが、やっぱり国家公務員でも地方自

治体職員でも出始めた。

懲戒免職処分は、懲戒ですから退職金とか出ないのですが、分限免職処分というのは本人に責めはないけども、とにかく自治体もたないからやめてもらうということで、退職金が出るのですね。

昔は、公務員は身分保障があって、酔っぱらい運転をしない限りは、絶対首にならんと、こういうふうに冗談で話していましたが、今は、懲戒免職処分でなくても、行政改革で、分限免職処分をされる場合が出てきた。これから、どんどんふえていくと思いますね。2025年ぐらいまで、団塊の世代が75歳ぐらいまで。

ただ、そういうことをなるべくやらなくてもいいように、小学校の統廃合とか保育所の統廃合を一生懸命やっているのが新城ですね。こういうことをやっていなかったら、もう本当ににっちもさっちもいかないのが、公務員の分限免職処分をやらざるを得ないのですよ。そういうことで始めた。

これも、民間企業もそうなのですが、リストラって、裁判所も最後の最後の手段と、こう言いますからね。だから、リストラをする前に、いろんなことをやっておいて、それでどうしてもリストラをやらないと、そこがもたないというときは、リストラをやっても仕方ないですね、こういうことになっていますので。

だから、前の段階のものを結構、新城市の場合は、そこそこ一生懸命やってくさっているのかなというふうに感じます。

そのことが、必ずしも多分、市民に十分伝わっていないのじゃないかなと思うから、できれば、市民にきちっと、こうやって頑張っているのですよということをメッセージとして、PR版で伝えていただければ、もっとよくなるでしょうね。

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。最後に全部、また通しでやっていただくという事で。

それでは、とりあえず説明だけ先にやってもらいますね。

3つ目ですね。市政モニターへのアンケート結果について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局 よろしく願いいたします。

平成26年度第1回新城市市政モニターアンケート調査結果ということで、8月に、市民の方100人、市政モニターを対象に、行政改革についてのアンケートを実施させていただきました。

その回答がまとまってきたものをA4、2枚でとじてございます。

質問の1番目としまして、市が進めてきた行政改革について、どのような印象をお持ちですかということで、回答のほうがよくやっているというのが4%、100人ですので、4人で4%、ある程度やっているが40人、余り取り組まれていないが18%、取り組みが足りないが6%、わからないという方が32%ということで、やっているという方が40で、足して44、取り組まれていない、取り組みが足りない、わからない方が足して56、ほぼ半数的な集計となっております。

2番、市からの情報提供は適切に行われていると思いますかということで、十分行われている、ある程度行われているなどの好意的な回答が63%、余り行われていない、行われていない、わからないという方が37%という形になってございます。

ですので情報提供につきましては、ある程度認めていただいているのかなというふうになってございます。

3番目ですけれども、自治基本条例の制定や地域自治区の地域協議会の活動などを通じ

て、市民と市との協働は進んでいると思いますかという質問につきましては、大変進んでいる、ある程度進んでいるという方が足して38%、余り進んでいない、進んでいない、わからないという方が足して62%ということで、こちらのほうにつきましては、半数以上の方がこういった市民と市との協働について、実質的にまだ進んでいないというような回答をいただいております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、問いの4でございます。

市は、一部の公共施設の管理運営を民間委託等によりサービス向上に取り組んでいます。他の施設の民間委託など、推進する必要があると思いますかということにつきまして、経費が変わらず民間委託したほうがサービスの質がよくなるのであれば、可能なものは委託するべきであるという方が39%、サービス内容が維持され、経費節減につながるのであれば、民間委託すべきであるという方が46%、民間委託するのではなく、市が直接行うべきだという方が4%、わからないという方が5%、その他として6%の方々ということで、経費節減ですとか、サービスの質がよくなるのであれば、民間委託等そうしたものを前向きに考えていただきたいというような意見が85%、足して85%ということになっております。

その他の意見としまして、情報管理の視点から、委託した受託業者の管理に任せるのではなく、委託に関わった業者の管理はすべきであるということで、個人情報ですとか、そういったところに関しては、委託のほうは十分に気をつけてやることになってくるかと思っておりますので、こちらのほうは大丈夫だと思っております。

その他として、こういった意見も、その他にいただいております。

問いの5番として、市は、課題解決や政策推進のため、組織機構の見直しを行っていますが、市の組織機構はわかりやすいですかということで、回答のほうが、わかりやすいが1%、ある程度わかるが19%で足して20%、余りわからない、わかりにくい、利用しないのでわからないというのが80%という回答になっています。

ですので、やはり市の組織機構というのは、なかなか市民の方にとってもわかりづらいというような現状にあるのかなというところが出てきております。

続いて、問い6でございますけれども、3ページでございます。行政改革を進める上でどのようなことが必要だと思いますかということで、こちらのほう、3つまで選択可ということで、選んでいただきまして、最も多かったのが、34人の回答を得ました、公共施設の見直し・再編、次いで職員数の適正化、その後が組織機構の見直し、事務事業の見直し、補助金の見直し、市民と協働の推進といった回答になっております。

こういった公共施設の見直し・再編につきましては、一番初めに財政課長からもありましたけれども、小学校の統廃合ですとか、保育園の統廃合、それから、今、市役所でも公共施設の、施設管理のための白書を作成しておりますので、こういったことでまた事業は進んでいくかと思えますし、職員数の適正化につきましても、今まで説明してきたとおり、削減は進めております。

市民の方からいただいた回答と、職員の回答も似たようなところがあるのかなというような感じでございます。

次に問い7、最後でございますけれども、行政改革の取組状況を市民の皆さんに説明する機会を設けるべきだと思いますかということで、そう思う、どちらかといえばそう思う

という方が、足して82%の方からいただいております。余り思わない、思わない、わからないという方が18%というふうになっております。

希望者のみでもよいし、関連するところへアンケート用紙を配布する、広報ほのか等で常々に報告するのでもよいというような形での意見もいただいております。

こういった形で、行政改革の取組が、やはり市民の皆さんにも何らかの方法で公開、伝えるべき場が必要だということも認めております。

以上が、市政モニターアンケートの結果になります。

○昇 秀樹委員長 ありがとうございます。

それでは、今の市民市政モニターアンケート、質問、意見、どなたからでも。

どうぞ。

○委員 Q1ですけれども、行政改革についてどのような印象をお持ちですかのところ、よくやっている、ある程度やっているというのが半分ぐらいあるのですけれども、こういった方たちは何を見て、行政改革をやっているのだと、ここは多分今後にもつながっていくと思うので、そういったことは、記載でどのように知りましたかみたいなことは、そういったことをお尋ねしたのでしょうか。

○事務局 済みません。ここまでの項目しか考えていなくて。

○昇 秀樹委員長 自由記載の欄はなかったのですか。

○事務局 なかったです。私も思った以上に市民の方からやっているという意見が多いと思いました。

○委員 今後、何を見て例えば広報を見てだとか、この100人の方につながっていますよね。モニターアンケートで、また何かの形で、聞いていただければと思います。

○昇 秀樹委員長 今度聞く機会があったらね。

○委員 この質問を出すときに、問い合わせをさせていただいたのですが、新城市民にも、会社の子にもパートさんとか市民が多いし、近所の女性も婦人部とか、そういうので話すことがあるので、みんなに行政改革をやっていることを知っているかというのを聞いてみたのですが、ほとんどやっぱり知らなかったのが現状だと思います。このアンケートは本当、結構正しい部分があるなというのはすごく感じましたので、でもこれ、やってよかったですよね。よくわかってよかったですね。

○昇 秀樹委員長 わからないというのが3割いましたね。それから、一番後ろで、説明の機会を設けるべきだと思いますかということで、そう思うが38%で、どちらかといえばそう思うというのが44%だから、これはやっぱりやらんとあかんかもしれないな。

さっき言ったPR版みたいなものをつかって、裏に本体の難しい話をつけて、実はこれまで行革をやってきて、こんな効果があったんよとか、今後もこういうことをやろうと思っているよというようなことを、今度の計画ができたときに、ちょっとPRとしてそういうことをやることも必要かもしれないね。

今回、ザイセイの話を提供いただきましたが、行革（行政改革）の話とか書いてあって。これは毎年かもしれないけど、行政改革プランは3年、4年、5年見返したときにそれぞれ、大事かもしれないね。

そういうふうにして、行革を知ってもらいと、市民との共存、協働というのもやりやすくなる可能性はあると思いますね。

ほか、どうでしょうか。

よろしいですか。また、最後にトータルで答えていただくということで。

ここまでで、一応前回の宿題で事務局のほうから処理していただきまして、示していただきました。

きょうの新しい部分として、事項書の4番ですね。行政改革推進計画たたき台の検討について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、よろしく願いいたします。

右の上のほうに、第3回用ということで、新城市行政改革推進計画のたたき台ということで、これまで1章につきましては1回目、2回目で少し見ていただきましたので、2章以降、前回の委員会で少ししか説明ができませんでしたので、説明をさせていただき、付け加えた部分につきましても、説明をさせていただきたいと思います。

第2章、これまでの取組と課題ということで、本市のこれまでの行政改革推進計画につきまして、前段でご説明をさせていただきまして、前回の委員会の際に、先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、検証をということで、下線の部分のほうを簡単ですけれども入れさせていただきました。少し読ませていただきます。

このように、さきの集中改革プランによる行政改革の取組は、一定の効果をえたものの、その一方で実績が職員に対して、周知されていないことも、今回の職員を対象に実施したアンケート結果からわかってきました。

行政改革に組織として取組が行われていない原因として、最も多く回答が上がったのが、取組状況を確認する具体的な手続がないとなっており、毎年取組状況を確認してきたにもかかわらず、こうした回答が多くなったことは、取組状況の把握等を一部の職員のみで行い、他の職員への周知がされていなかったことによると思われる。

ということで、さきの職員アンケートの結果を踏まえて、こうした文書を少し付け足させていただいております。

続きまして、第3章にいけますけれども、第3章では、行政改革の基本的な考え方ということで、一つの大きな柱として、行政改革推進計画（集中改革プラン）の継承と発展ということで、本市は平成17年度から総務省の後押しによる全国的な集中改革プランの取組という手法を通じて、職員数の削減と行政効率の向上による経費削減を実現しました。

これは、市町村合併後の行政サービスの水準適正化に大きな役割を果たしました。

また、平成18年に施行された、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第3条には、国及び地方公共団体は、法に定める重点分野について、法の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する旨の規定があり、今後も国と歩調を合わせ最少の経費で最大の効果を挙げる努力を続けていきます。

しかしながら、その実績が職員全体に周知されることなく、その効果も指標として示されなかったことを踏まえ、職員全員が行政改革の取組を把握するとともに、市民に対し行政改革の取組を公表していきますということで、この下線の部分を前回から付け加えさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、先ほどの市政モニターのアンケートにもございましたし、前回の職員アンケートのほうにございましたようなことも踏まえまして、一文を入れさせていただきます。

2点目の柱としては、自立・持続可能な自治体経営ということで、少子高齢化や人口減少など、社会情勢が変化する中、持続可能な地域社会を実現するため、職員みずからが地

域の実情に鑑み、みずからの判断に基づき、施策を打ち出すことができる、そうした組織へ変革していく必要があります。

また、平成17年度から始まった集中改革プランに基づく、職員定数適正化の取組は、本市の定員を1割超純減するなど、成果を挙げましたが、国定公園に係る自然公園法等に基づく申請書等の受付、許可書等の交付や、都市計画法に係る申請書等の受付など、愛知県からの権限移譲事務が50を超えることから、職員一人当たりの事務負担が増加していると考えられます。

行政サービスのあり方を検討し、事業の選択と集中を行うこと、職員のスキルとマインドの向上を目指した人材育成を通じ、持続可能な自治体経営を行います。

また施策については、市民に対し十分な説明責任を果たすとともに、業務の可視化を図ることで、検証可能な執行体制を整えます。というふうにさせていただきます。

③市民の政策参加、市民満足度の向上ということで、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、行政判断により行う業務と、地域自治区のように市民みずからが判断し行う業務の区別を明確にします。

市民みずからが参加し決定することで、満足度の向上を図ります。行政は、市民協働を促進するため、情報開示に努め、開かれ信頼される市役所をつくります。

また、平成25年4月に施行された、自治基本条例にのっとり、市民が主役のまちづくりを推進するとともに、地域自治区制度を活用し、地域のニーズを把握し、身近な地域課題を素早く解決するようにしていきます。

というような形で、基本的な考え方としては、こういった形でのまとめをしていこうと思いますけれども、3番目の市民の政策参加、市民満足度の向上につきましては、前回、市

民自治推進課長からも説明がありましたので、そうしたことももう少し踏まえまして、膨らませていきたいと思っております。

続きまして、第4章でございます。

取組方針ということで、(1)計画期間でございますけれども、前回の、第2回までのいろんな案のパターンを記載させていただきましたけれども、事務局のほうで、計画の期間は、第一次新城市総合計画の終了年度である平成30年度を踏まえまして、その1年後となる、平成31年度までの5年間とします、というような計画期間を一つ設けさせていただきました。

(2)基本項目といたしまして、事務の効率化、事務事業の見直し、②として、民間委託の活用検討及び促進、③といたしまして、資産、施設の見直し、④市民自治と協働のまちづくりの推進、6ページにいきまして、⑤として人材育成、⑥として、他自治体との連携、⑦市民サービスの向上という形で、基本項目を上げさせていただいておりますけれども、きょうまた、委員の皆様からいろんな意見をいただいておりますので、この辺は、こういった方針をこの項目で、基本項目として、こういったものを載せさせていただきまして、またもう少し、膨らませていただきながら、次の委員会の際にまた検討をさせていただければと思いますけれども、基本的な項目といたしましては、こういった7項目で策定のほう、していきたいと思っております。

最後、第5章ですけれども、部局別計画(実行計画)というふうになっているのですけれども、各部署から、みずから課題を改善する取組を立案し、実行した上、定期の市民報告会で発表することにより、取組状況の「見える化」を図りますというような形で、一文をちょっと入れさせていただいたのですけれども、今、市政モニターさんのアンケートの結

果でも「見える化」というようなところが必要かなと。市民に対する報告会というような形で、提案をさせていただきました。

この辺は、また各課からこういった取組をしていきますというものを、今後意見聴取をしていく予定なのですけれども、その計画シートにつきまして、次に付けてございますが、取組のシートの案としまして、記入例が下にありますが、取組としては、総合計画、あくまで一例として書かせていただきましたけれども、総合計画の策定に対しましては、平成27年に、第一次総合計画の後期計画の策定が平成30年度までということで、削減目標額というのが、総合計画の策定ですと、なかなか具体的に難しいのかなと思って、ゼロを入れさせていただいて、それに対する実績が、どのようになってくるかというようなことを毎年、毎年、記入をして、これに基づいて、これらを公表していければと思っております。

こういった形で、また毎年、毎年のチェックですとか、推進の確認をしていければと思っております。

こうした形での部局別計画ができればと思っております。

以上が、たたき台の内容となっております。○昇 秀樹委員長 はい、ありがとうございます。

今のたたき台について、これはこれから今回、次回に継続して検討する項目ですけれども、今の説明について質問、いかがでしょうか。

私のほうから一つだけ、2ページ、これまでの取組と課題で、下線を引いてもらったところで追加してもらったのはいいことだと思うのですが、ここは、職員だけふれていまずよね。

だから、2つに分けて書く方法と、一つに

まとめて書く方法と両方があると思うのですが、どっちでもいいと思うのですが、仮に一つにまとめて書く方法だとしたら、職員や市民に対して、周知されていないことも今回、職員、市政モニターを対象にしたアンケートからわかりましたと。

一番後ろに、職員あての文書に合わせて、また、市民の行革へのバックアップ等も少なくなっているものと推測されますというような形で、ここは、職員だけ書いているけど、市民も一つの節の中で書いてもらう方法と、節を改めて、パラグラフ、段落を改めて書く方法と両方あって、どっちでも構わないと思うのですが、市民にも十分知られていないので、行革へのバックアップをしてもらうためには、市民にもよく知ってもらって、市民と一緒に行政改革を進めていくということが必要です、ということを入れておいていただけたらと。

それは恐らく、市民との共存・協働としてやることとニアリーイコールの部分がかなりあると思うので、お願いしたいと思います。

ほか、どうでしょうか。

○委員 一つ、よろしいですか。2ページなのですが、私も理解ができていないということもあるのですが、これまでの取組と課題という、これまでの取組というのはどういうことでしたか。

といいますのは、総合計画中期計画というのがありますよね。この6行目のところですけど。その後、いろいろあったと思うのですが、集中改革プランですか。それらも含めて、全ての取組という意味と、そう捉えてよろしいですか。

○事務局 はい。

○委員 それで下から4行目の、さらに、総合計画ではとありますね。この総合計画というのは、どういうことでしょうか。

6行目の総合計画中期計画と同じ意味でしょうか。それとも、もっと包括的な総合計画というものがあるのでしょうか。

○昇 秀樹委員長 何年に策定されたと入れておいたほうがわかりやすいね。

○委員 具体的に、この総合計画というのが何だか。

○昇 秀樹委員長 そうですね。要するに、これは今生きている総合計画のことでしょう。だから、何年に策定された総合計画というふうに。

上のほうの総合計画は、多分その前の総合計画でしょう、そうではないの。

○事務局 前期、中期、後期と分かれている中の中期が上の段のほうで、下のほうの総合計画は、その当初につくられたものでの総合計画、全体計画の中になりますので。

○委員 そうですね。そうしますと、ちょっと私は理解しにくいのですが、これまでの取組と課題ですよね。計画がありまして、それについての取り組んだ評価があって、つまりうまくいったとか、うまくいったのは書かないかもしれないけれども、ネガティブなうまくいかなかった、だから、こう課題があるのだというふうに、段取りでいくと思うのですが、そうしますと、最後の4行というのは、ここの括弧にある、市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換とありますね。これが、実際にどうだったのかという。

ここを見ますと、今後する必要があるとあるものですから、それについて実際に、どういう評価をして、そこがちょっと舌足らずというのか。

題目は取組と課題とあるのですから、それを上げていくなれば、それに対して、どういうことがあって、これについては、どういうふうに進めていく必要があるというふうにして

かないと、この文書はどうしてここにあるのかなというふうに、私には思えてしまうのですが。

○昇 秀樹委員長 一番下の総合計画は、平成何年につくられたものですか。一番新しいものですかね。

○企画部長 平成20年に、平成30年までの基本構想について、ここで述べております。

○昇 秀樹委員長 平成20年に作成した、総合計画（基本構想）では、ということですかね。

○企画部長 そういうことです。

○昇 秀樹委員長 上のほうの集中改革プランの取組は、集中改革プランの計画期間終了後の、この総合計画は、これはいつ。

○企画部長 中期計画は、平成23年。

○昇 秀樹委員長 平成23年度。だから、総合計画自身は同じなのですかね。

○企画部長 同じです。基本構想は。

○昇 秀樹委員長 総合計画は同じで、平成23年度に策定した中期計画に、行政改革中期ビジョンとして位置付けてやってきたと、それで、ここに持ってきたと。

だけど、平成20年が一番下に来ると、何か確かにちょっと変な感じもするな。平成20年の基本構想の中に、既に市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換と入っているわけですね。当然、この上の中期計画も、市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換が入っているはずなのですね。だから、ちょっと文脈として、上の総合計画と下の総合計画は私、てっきりこれ、前の総合計画と思ったので、上を。そうしたらいいのだけど、同じ総合計画だったら、ちょっと文脈がおかしくなるから、これはちょっと何か修正したほうがいいかと。

○委員 もう一点、聞いてもよろしいでしょうか。これもよくわからないのですが、4

ページの①のところの段落の、現在、東三河の市町村でというくだりがありますね。

ここで言っていることが、ある意味で、⑥の他自治体との連携で、具体的に言えば、東三河広域連合というようなことも意味しているのでしょうか。

○事務局 そうですね。ただ、全ての東三河の市町村が、この自治体クラウドのほうに入っていないものだから。

○委員 ただ、やはり①から⑥とあったときに、非常に内容的に似ていますよね。言っていることが。つまり、この①のところは、今、お答えになったように、包括的に別に広域連合ではないのだ。他の自治体とのそういったすり合わせとか、こういうことに必要だということにはわかるのですが。

非常に①と⑥というのは、似通っているとありますがね。中身的に重複するというのかな。

箇条書きで、①から⑥とやる中で、また出てきちゃうというのは、そういう感じがするものだから、この辺の表現の仕方、あるいは余り、くどくどと書くほうがいいのかというふうには、私は思わないのですね。

ですから、もっと言葉を少なくして、そして、広域連合は広域連合という特色を持たせた表記ですね。⑥については。その辺にさせていただいたほうが、市民として読みやすいと思います。

ですから、①から⑥がいろいろ項目立てのところ、ちょっと説明しなきゃいけないとなると、言葉が多くなってしまいますけれども、むしろ、説明すべきところはすべきですが、ことが重ならないほうがいいかと、そんなふうに思います。

それから、最後のところ、もう一点よろしいですか。

次ですけれども、6ページですね。表現上

の問題だけなのですけれども、最後から3行目の、新たな人やモノの流れが生じてくることから。三遠南信とか新東名ですよ。これはよくわかりますけれども、前の段階のところ、片仮名でヒト、モノ、カネという言葉を使っていますよね。それを非常に言葉として、込められた言葉で、私、理解できるのですけれども、もしそういったことならば、ここで、人やものについて、モノだけ片仮名である。

前の用法では、ヒト、モノ、カネは、片仮名表記ですね。これをワンセットの言葉として理解できますけれども、もしこの言葉をここで使うならば、人やモノの流れというより、人の移動や物流というように書いていただいたほうが、前のほうを読んでいくと、ここでカネがなくなっちゃうものですから、もちろん、動くことは確かですけれども、これであえて、何でヒト、モノでカネがないのか。

カネなんて言葉を入れたくないよね。ちょっと思いますので、それならば、人の移動や物流が生じてくると、新たな、そんなふうに読みたいなと思いました。これは、素人の感想ですけど。

○昇 秀樹委員長 ヒト、モノ、カネとか漢字で書く場合もあるし、片仮名で書く場合もあるし、別に片仮名で書いてもらって構わないですけど、ヒト、モノ、カネを片仮名で書くのであれば、6ページの一番下をどういうふうに書くのかというのをちょっと検討いただいて、ここだけの文書のルールをつくっていただいて、そのルールで統一にしてみようということが、読みやすい文書になる一つの方法だと思います。

それから、自治体クラウドについては、確かに言われるように、事務事業の見直しによる事務の効率化にもなるのですけど、むしろ6番の他自治体との連携のところ、書いたは

うが、何かわかりやすいような気もしますね。ちょっとこれ、検討してみてください。

要するに、事務の効率化で捉えたほうがいいのか。他自治体との連携と捉えたほうがいいのか。両方の要素があると思います。両方の要素があると思うのですが、読者にとって、どちらがよりわかりやすいかという観点から、もし必要だったら、事務の見直しのほうにも、6でも触れるようにということですね。1行だけで簡単にふれて終わらせる方法もあるということですね。

ついでにいうと、自治体クラウドではというのは、おじいちゃん、おばあちゃんはわかりにくいですから、クラウドの説明をちょっと注意書きで入れておいていただくと、少しでも市民にはわかりやすいのかなというふうに思いますね。

ほか、どうでしょうか。

○委員 ちょっとお伺いしたいのですが、6ページの3段目、平成23年ではということなのですけれども、市民価値を高めることのできる職員ということで、恐らくこれも引き続き、それから、1、2、3、4行下の真ん中に、市民価値を高めるためにとあるのですけれども、ちょっと僕にはわかりません。そもそも市民価値を高めるというのは、どういうことなのでしょうか。

○昇 秀樹委員長 どうでしょう、これは人事課長かな。

○人事課長 そこに書いてありますように、平成23年に人材育成基本方針を全面的に改定いたしました。

その中で職員の、目指す職員像というものを、市民価値を高めることのできる職員としています。要は、その後のところに説明書きが書いてあるとおりののですけれども、市民価値を高めることのできる職員というのは、その後に書いてある、市民の福祉向上と

地域社会の発展のために、最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行ができる職員というふうに人材育成基本方針の中で定義しているものです。これは、言葉ですとちょっとわかりにくいということになるのですけれども。

○委員 市民の方も福祉とか発展をやってもらうという、そういうことですか。

○人事課長 いや、そうではないです。

○委員 そういう職員の意識が向上するよう。

○人事課長 市民の方の福祉向上とかそういう趣旨の、地域社会の発展ということを常に、市民に対する一番いいサービスは何かということ、職員が常に考えながら、それを実際に考えただけじゃなくて、計画して行動していく。そういうことができる職員という、そういうふう意味です。

○委員 市民価値というのは、結局市民へのサービスの向上みたいな、そういう意味なのですね。市民の方の価値を上げていくとか、そういう意味ではなくて、サービスのほうを上げていくということですね。

○人事課長 そうです。

○昇 秀樹委員長 でも、やっぱり市民の価値を上げるはおかしいのじゃないの、市民価値を高めるといって普通は、農業をやっている人が、非常に下世話な言い方をすると、今年収300万円だけど、年収800万円稼げる市職員になることを、例えば、農林部の担当の人が、一生懸命応援とか助言とかして、今までは、300万円だったけど、800万円稼げるようにするというのが、市民価値を高めることのできる職員かなと思うけど、そうではないのですか。

○人事課長 一応そういうところもあるかと思いますが。

○委員 わからないけども、市民としての価値、新城市民として住んでいる方の価値が上

がるという、意味が。

○人事課長 それに応じて実現できる職員。それを実現するために、努力できる職員ということ。

○委員 同じところですが、今の市民価値というタームは、以前の計画等で使われたものだから、出されたというふうな理解ですね。

つまり、以前のときに、市民価値ということについての今の委員さんの質問のようなことが出ずに、そのままいっちゃったということがあると思うのですよね。

私も市民、いわゆる市役所の職員が、市民へのサービス、それを向上する価値というふうにはとれませんでしたね。

やはり、市民についての、かかわる何らかの価値ということに受け取りました。

ある意味で言うと、市役所の職員が市民の一つの価値を高めるなんていうのは、非常に尊大な言い方ですよ。

○昇 秀樹委員長 それは、物議を醸し出しかねない表現でありますね。

もちろん、魅力的な表現だったのですが、要は、物議を醸し出せない、かねない表現でもあるな。

○委員 ですから、私はこの言葉がもし使われるのだったら、使わないほうがいいと思うのですけれども、以前の策定されたときの用語をこういうふうにお使いになるなら、言いかえるとか、理解しやすいようにするとかしたほうが、あるいは、もう絶対に市民価値という言葉は、これは新語だと思うのですけれども、その新しい用語をここのところで使いたいということがあれば、もう括弧ぐらいにして、まさに説明をつけるのですけれども、こんなことまでする、まさに価値がなければ、この言葉は非常に危ないですね。

○昇 秀樹委員長 少し議論していただいたほうがいいと思いますね。

非常におもしろい言葉で、よくこういう言葉を人材育成基本方針で定められたなと思って、感心するのですが、でも、同時に、本当に物議にたえられるかという、ちょっと疑念が残るかもしれないなど。

市民価値を高めることのできる職員といったときに、価値という言葉が入っていますよね。市民の価値というのをそもそも誰が決めるのだという話ですよ。何か知らんけど、市民の価値を高めるわけですよ。

多分、市民価値を高めることのできる市職員というのは、多分何か知らんけど、市役所が市民の価値を決めるということが、前提としてあると思うのですよ。なかったら、そもそもそんな職員にする気はないから。でも、市役所が市民の価値を決めていいのかという話に、多分なってきた、そういう価値の領域に公正・中立であるべき、国、県、市町村が入ることは、いかなるものかという議論は、出る可能性が高いと思うので。

例えば、イスラム社会だったら、イスラム国ができて、アラーのために、命を落としてイスラム国をちゃんとしている人が、そのイスラム価値を高める職員ですよ。

片一方で、そんな人を殺してなんてとんでもないという価値観もありますよね。価値観というのは千差万別で、しかもその価値観というのは、日本国憲法で、一人ひとりに認められているのですよね。

そういうことを前提としたときに、市民価値を高めることのできる職員というのを何か魅力的だなと、私は思うのですが、ちょっと非常に失礼な言い方ですけど、外に出したときに、議論にたえ得る表現かどうかということをやっと検討してもらったほうがいいですね。

魅力的だなと思うのですよ、私は。だけど、かなり物議を醸し出しかねない表現で、

その物議が出たときに、これは、これこれしかじかこういう意味であって、決してご懸念のようなことはありませんというふうな、想定問答がきちんと準備できれば、全然問題はないと思います。確かにちょっとこれは、魅力的な表現ですけど、物議を醸し出しかねない。

○人事課長 価値というのが、値段みたいに捉えられてしまうと、そういう解釈になるのですが、一言で言えば、市民の満足度を高めることができる職員、そういう意味ですね、これは。そうすれば。

○昇 秀樹委員長 価値という言葉が、かなりひっかかるのですね。

価値というのは、近現代の社会においてはそれぞれの人が自由に決めるべきものであって、どこかの自治体が勝手に決めて押しつけたらあかんという、一応そういう価値観の中で、価値相対主義というのですが、我々は動いているのですよね。

だから、何か市役所が、これが日本の中で言うと、期待される人間像という言葉が一時、高坂正堯さんのお父さんに言われて、物すごく批判にさらされましたね。国から期待される人間像というのは、やっぱりそれはおかしいのじゃないかということで、ちょっとそれに似た問題をこれは含む。

ちょっと神経質になり過ぎかもしれないですね。でも、非常におもしろいのですが、ちょっと検討してもらって、でももう既に、人材育成基本方針では、きちっと書いてあるのだから、だから出したのだと言えば、言えないわけでもないのかもしれないけど、でも、人材育成基本方針は、あくまで市の内部文書だからね。今度の行政改革推進計画というのは市民全体に出す法規に近いですからね。ちょっと一度、いいことも悪いことも含めて議論をしていただけたらなと思います。

ほか、どうでしょうか。

○委員 あと一点、細かい言葉尻みたいなことで申しわけないのですけれども、4ページの真ん中下ぐらいのところ、地域自治区予算の利活用を促すとともという、利活用という言葉は、よく使われている言葉なのでしょうか。ちょっと、私、ひっかかったということが一つ。

それよりも、何よりも5ページの6行目で、その上で長寿命化による更新費用の削減とありますけれども、長寿命化というのは、どういう意味でこれを使っているのでしょうか。人の命が長いという意味ですか。

○事務局 ではなくて、施設の話になってくるものですから、公共施設のほうの。

○委員 そういう場合、長寿命というふうに言うのですか。

○昇 秀樹委員長 使う場合もあるけれども、一般の人には、ちょっとわかりにくいかもしれないですね。

だから、長寿命化というのを代替案だけ施設の更新年度が長くなるか、あるいは、長寿命化に注をつけて、後ろで説明するとか。

○委員 今の時代は、少子高齢化でしょう。だから、長寿命化というのは、耐用年数が延びていくという意味で使われていると思うのだけれども、普通はそうとらないと思うのですね。

やっぱり長寿命、しかも寿命というのは、人のことを指すものですね。ですから、表現としてはわかりますけれども、ちょっとぴんとこないという感じがしました。これは感想ですけれども。

○昇 秀樹委員長 もう一つの地域自治区予算の利活用はどうでしょうか。利用、活用。

違和感があるというのは、どういう意味で違和感がある。

○委員 利活用という熟語を聞いたことがな

いのですけれども、私は。利を起こす活用とか、利活用というのは、辞書に出ている言葉なのですかね。辞書がないのでわかりませんが。

○昇 秀樹委員長 聞いたことはありますけれども、そんなにはあれかもしれません。別に利用・活用でも構わないですね。利用・活用にしたらいいかもしれないですね。

ほか、どうでしょうか。

全体を通してでも、前回の宿題のものでも結構ですので見直して質問があれば。

これは、きょうで終わりというわけではありませんので、来月にもまた引き続き検討しますので、時間も大体予定した時間が来ていますので、本日の検討はここまでということにしましょうか。

もし、あと事務局から何かありましたら。

○事務局 特に、今回の委員会に用意したものは、示させていただきました。

○昇 秀樹委員長 ありがとうございます。

2時間弱たちましたので、第3回はここまでとしたいと思います。

活発な議論、ありがとうございました。

○総合政策部長 長時間にわたりご議論をいただきありがとうございます。

本日はたたき台の2章から5章まで検討をしていただきました。現在は文字がいっぱいということでもありますけれども、次回は中の方入れられるものは表だとかグラフだとか入れまして、最後に向けて体裁の方も考えていきたいと思いますので、そうしたものもお示ししていきたいと思っております。

次回は、11月26日水曜日に同じく政策会議室で開く予定でありますので、お忙しいとは思いますが、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

閉会 午後3時54分